三　貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する法第九十九条第一項に規定する判断の基準及び旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する法第百二十三条第一項に規定する判断の基準の遵守状況並びに貨物の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置に関する法第九十九条第二項に規定する指針及び旅客の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置に関する法第百二十三条第二項に規定する指針に従って講じた措置の状況その他のエネルギーの使用の合理化等に関し実施した措置

四～六　（略）

（光ディスクによる手続）

第三十四条　第五条第一項、第十一条第一項、第十九条第一項及び第三十一条第一項の計画書並びに第六条、第十二条、第二十条、第二十六条及び第三十二条の報告書の提出については、当該計画書又は当該報告書に記載すべきこととされている事項を記録した光ディスク及び様式第二十六の光ディスク提出票を提出することにより行うことができる。

（光ディスクの構造）

第三十五条　（略）

（電子情報処理組織による申請等の指定）

第三十六条　この省令において、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項の規定に基づき、同項に規定する電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等は、第二条、第八条、第二十四条第二項及び第二十八条の届出書、第四条、第十条及び第三十条の申出書、第五条第一項、第十一条第一項、第十九条第一項及び第三十一条第一項の計画書並びに第六条、第十二条、第二十条、第二十六条及び第三十二条の報告書又は第十五条第一項、第二十二条第一項及び第二十三条第一項の申請書（以下「届出書等」という。）の提出とする。

（事前届出）

第三十七条　電子情報処理組織（国土交通大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と届出書等を提出する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して前条の規定により届出書等を提出しようとする者は、様式第二十七による電子情報処理組織使用届出書を国土交通大臣又は貨物輸送事業者若しくは旅客輸送事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長（以下この条において「所轄地方運輸局長」という。）にあらかじめ届け出なければならない。

2　（略）

3　第一項の届出をした者は、届け出た事項に変更があったとき又は電子情報処理組織の使用を廃止するときは、遅滞なく、様式第二十八又は様式第二十九によりその旨を国土交通大臣又は所轄地方運輸局長に届け出なければならない。

4　（略）

（届出書等の提出の入力事項等）

第三十八条　（略）

三　貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する法第五十二条第一項に規定する判断の基準及び旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する法第六十六条第一項に規定する判断の基準の遵守状況並びに貨物の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置に関する法第五十二条第二項に規定する指針及び旅客の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置に関する法第六十六条第二項に規定する指針に従って講じた措置の状況その他のエネルギーの使用の合理化等に関し実施した措置

四～六　（略）

（光ディスクによる手続）

第二十条　第五条、第十一条及び第十七条の計画書並びに第六条、第十二条及び第十八条の報告書の提出については、当該計画書又は当該報告書に記載すべきこととされている事項を記録した光ディスク及び様式第十三の光ディスク提出票を提出することにより行うことができる。

（光ディスクの構造）

第二十一条　（略）

（電子情報処理組織による申請等の指定）

第二十二条　この省令において、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項の規定に基づき、同項に規定する電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等は、第二条、第八条及び第十四条の届出書、第四条、第十条及び第十六条の申出書、第五条、第十一条及び第十七条の計画書並びに第六条、第十二条及び第十八条の報告書（以下「届出書等」という。）の提出とする。

（事前届出）

第二十三条　電子情報処理組織（国土交通大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と届出書等を提出する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して前条の規定により届出書等を提出しようとする者は、様式第十四による電子情報処理組織使用届出書を国土交通大臣又は貨物輸送事業者若しくは旅客輸送事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長（以下この条において「所轄地方運輸局長」という。）にあらかじめ届け出なければならない。

2　（略）

3　第一項の届出をした者は、届け出た事項に変更があったとき又は電子情報処理組織の使用を廃止するときは、遅滞なく、様式第十五又は様式第十六によりその旨を国土交通大臣又は所轄地方運輸局長に届け出なければならない。

4　（略）

（届出書等の提出の入力事項等）

第二十四条　（略）